

## 大津町運動公園球技場及び総合体育館ネーミングライツパートナー募集要項

### 1 募集目的

大津町運動公園球技場及び総合体育館にネーミングライツを導入し、得られる財源をもって、町内スポーツ施設の利便性を向上させ、より町民に親しまれる持続可能な施設を目指すため、施設の命名権者（以下、「ネーミングライツパートナー」といいます。）を以下のとおり募集します。

### 2 対象施設の概要

募集施設	大津町運動公園球技場	大津町運動公園総合体育館
施設名称	大津町運動公園球技場	大津町運動公園総合体育館
施設所在地	熊本県菊池郡大津町大字森 1000 番地	熊本県菊池郡大津町大字森 1000 番地
施設規模	サッカーコート 12,000 m <sup>2</sup> メインスタンド 2,500 人収容 芝生スタンド 7,500 人収容	メインアリーナ 1,612 m <sup>2</sup> （観覧席あり） サブアリーナ 772 m <sup>2</sup> トレーニングルーム 237 m <sup>2</sup>
利用者数	令和5年度 30,146 人 令和6年度 23,649 人 令和7年度 21,038 人	令和5年度 69,357 人 令和6年度 83,269 人 令和7年度 65,706 人

（注1）今回のネーミングライツ募集は、大津町運動公園全体を対象とするものではありません。（陸上）競技場、多目的広場、弓道場は対象外となります。

（注2）大津町運動公園全体の利用者数は、令和5年度 252,115 人、令和6年度 287,653 人、令和7年度 268,850 人となっています。

### 3 募集概要

#### （1）命名権の対象

- ① 「大津町運動公園球技場」の愛称
- ② 「大津町運動公園総合体育館」の愛称

※1 本公募は、上記①及び②の2施設一括での応募を原則とします。ただし、①のみ又は②のみの単独応募も可能とします。

※2 一括応募と単独応募が併存する場合は、一括応募を優先して審査することを基本とします。ただし、単独応募の組合せが、ネーミングライツ料、愛称の適切性、地域貢献、施設利用者への分かりやすさ等の面で明らかに町にとって有利であると審査会が認める場合は、単独応募を選定することができるものとします。

#### （2）愛称の条件

- ① 町民が親しみやすい愛称で、施設の設置目的にふさわしい愛称を提案してください。
- ② 「大津町運動公園」は必ず愛称に加えてください。また、球技場及び総合体育館の愛称については、施設機能を想起できる語を含むものとします。
- ③ 利用者の混乱を避けるため、愛称使用開始から一定期間（1年間）は、条例上の正式名称又は既存愛称を併記する場合があります。

《愛称（命名）の例》

「大津町運動公園●●●●（企業名・商品名等）球技場」

「大津町運動公園総合体育館●●●●（企業名・商品名等）」

- ④ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。
- ⑤ ネーミングライツ導入後も、条例上の正式名称は変更しません。
- ⑥ ネーミングライツパートナーが、愛称に関して知的財産権を取得した場合でも、町がこれを無償で使用することを認めるものとします。
- ⑦ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。
  - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - イ 政治性又は宗教性のあるもの
  - ウ 意見広告、名刺広告又はこれに類するもの
  - エ 誇大又は虚偽であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれのあるもの
  - オ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

- カ 第三者を誹謗・中傷・排斥等するもの、人権侵害・差別・名誉毀損等するもの又はそのおそれのあるもの
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 1 3 項に規定する接客事務受託営業に関連する内容であるもの
- ク ギャンブル又はこれに類するもの（ただし公営又は宝くじに関するものを除く。）
- ケ 貸金業法に規定するもの又はこれに類するもの
- コ 著作権・商標権・財産権・プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- サ 町があたかも推奨しているかのように誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- シ 意味不明の文字や記号の羅列、難解な字句等、利用者の混乱を招くもの又はそのおそれがあるもの
- ス その他、施設に表示する愛称として町が適切でない判断するもの

⑧ 愛称に関する一切の責任はネーミングライツパートナーが負うものとし、第三者の権利侵害等に関する問題が生じた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決するものとし、

### (3) 契約期間

契約期間は令和 8 年 8 月 1 日からとし、ネーミングライツ料の対象期間及び愛称の使用期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までとします。

※ 契約締結後、看板変更、関係機関との調整、広報準備等を行うため、愛称の使用開始まで一定の準備期間を設けます。

### (4) 希望契約金額（ネーミングライツ料）及び契約保証金

#### ① 希望契約金額

1 年間あたり 3, 000 千円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※1 球技場又は総合体育館のみの単独応募を希望される場合は、それぞれ 1 年間あたり 1, 500 千円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

※2 応募状況、提案内容、地域貢献、施設との親和性等を総合的に勘案し、町が特に必要と認める場合は、希望契約金額を下回る提案についても審査対象とすることができるものとします。

※3 ネーミングライツ料は、施設の維持管理に加え、町のスポーツ振興に充てます。

※4 ネーミングライツパートナーは、毎年度 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、当該年度分のネーミングライツ料を町に納付するものとします。ただし、令和 8 年度及び令和 13 年度は、年額の 6 か月分に相当する金額とします。なお、分割して支払うことはできません。

#### ② 契約保証金

大津町財務規則第 69 条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を町に対して支払う必要があります。契約保証金は、契約期間が満了し、又は契約が解除されたとき、対象施設の原状回復を確認後、ネーミングライツパートナーからの請求に基づき利子を付さずにネーミングライツパートナーへ返還します。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、契約保証金は町に帰属し、ネーミングライツパートナーは契約保証金返還請求権を失います。

なお、契約保証金に代わる担保として債券等を納付又は提供することや、履行保証保険の付保による免除は認めません。

### (5) 命名権以外の特典及び制約

① 指定する施設内に看板表示ができます。また、町との協議のうえ、新たな看板を設置することができます。

② 町広報紙や町ホームページ等における施設の表記は、原則として提案された愛称を使用します。

③ 施設内において、企業・商品 PR コーナー等の設置ができます。ただし、設置箇所については、町及び指定管理者との協議により決定します（具体的なエリアを明示します）。

※1 大規模大会等の開催にあたっては、会場設営等により企業・商品 PR コーナー等を一時的に移設又は撤去する場合があります。

※2 興行等による施設利用者から、広告物の遮蔽や愛称の不使用等の要請があったときには、期間を定めてその要請に応じることができるものとし、これに伴う町等からの補償は行いません。

※3 全国大会等において、主催者等の規定により愛称を使用できない場合があります。この場合において、町はこれに伴う補償等を行いません。

(6) 名称変更に伴う費用の負担

区分	町	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板表示（施設看板や道路標識等）※1		○ ※2
看板等に表示する愛称のデザインに係る経費、製作に係る経費、設置撤去及び維持管理に係る経費（使用希望のデザインが決まっている場合は提案してください）		○ ※2
契約期間終了後の原状回復		○ ※2
パンフレットや町の印刷物、町ホームページの表示変更注 ※2	○	
関係機関（他自治体、公共交通機関、地図業者、警察等）への愛称使用の周知	○	

※1 敷地内外の看板等の表示は、町や指定管理者と協議のうえ設置してください。また、新規看板については、設置の可否も含めて協議します。

※2 ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

※3 指定管理者が作成しているパンフレット等については、重版やリニューアルの際に表示変更となります。

(7) 応募資格

ネーミングライツパートナーは法人を対象とし、次の資格要件を満たすこととします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- ② 大津町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成8年要綱第26号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客事務受託営業を営む者でないこと。
- ④ 貸金業法（昭和58年法律第32号）で規定する貸金業者のうち、金銭の貸付けを主な業として営む者でないこと。
- ⑤ 国税、都道府県税及び市町村税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- ⑥ 熊本県暴力団排除条例（平成22年条例第22号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑦ 前記⑥に該当する者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- ⑧ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合を除く）。
- ⑨ 本事業のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力、信用を有する者であること。  
ア 直近の決算期末において、債務超過でないこと。  
イ 経常損益について直近を含む3期の決算において連続の赤字でないこと。
- ⑩ 政党その他の政治団体でないこと。
- ⑪ 宗教団体でないこと。
- ⑫ ギャンブル（宝くじを除く）に係る業種を営む者でないこと。
- ⑬ 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種を営む者でないこと。
- ⑭ 法令に違反するもの又はそのおそれがある業種を営む者でないこと。
- ⑮ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがある業種を営む者でないこと。
- ⑯ 違法又は不適切な行為により営業停止命令その他不利益処分を受けている者でないこと。
- ⑰ 行政機関からの行政指導による改善がなされていない者でないこと。
- ⑱ その他、町がパートナーとして適当でないと判断する者でないこと。

4 申込手続き

(1) 提出書類

申し込みにあたっては、以下の書類を町に提出していただきます。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがあります。

- ① 大津町スポーツ施設 ネーミングライツパートナー申込書【様式1】
- ② 大津町スポーツ施設 ネーミングライツパートナー申込に係る誓約書【様式2】
- ③ 地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び町への貢献の考え方（任意様式）
- ④ 企業等の概要（任意様式）
- ⑤ 法人登記事項証明書（現在事項証明書）
- ⑥ 印鑑証明書（コピー可）
- ⑦ 決算報告書（直近3年間）
- ⑧ 国税、都道府県税及び市町村税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書類（参加申し込みの日から1か月以内のもの、コピー可）

## (2) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和8年5月25日から令和8年6月8日まで
- ② 受付方法 質問票【様式3】に記入の上、電子メールにより、「9問い合わせ先」まで提出してください。
- ③ 回答方法 町の担当者から、電子メールにより質問者に直接回答します。  
※ 提出された質問及び回答は、質問者名その他競争上の地位を害するおそれのある情報を除き、町ホームページに公表します。公表した質問回答は、本募集要項と一体のものとして取り扱います。

## (3) 申込期間

令和8年5月25日から令和8年7月7日午後5時まで(必着)

## (4) 提出先及び提出方法

- ① 提出先  
〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233  
大津町教育委員会 教育部 生涯学習課 生涯スポーツ係（大津町庁舎2階）
- ② 提出方法  
郵送又はご持参ください。併せて本要項「4 申込手続きー（1）提出書類ー①、②、③」のPDFデータを提出してください。

## (5) その他

- ① 申し込みに要する経費等はすべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 提出された書類は、非公開とされるべき箇所を除き、大津町情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる場合があります。
- ④ 広告代理店を通じての申し込みも可能です。ただし、この場合、町から広告代理店に手数料は支払いません。

## 5 審査、優先交渉権者の選定

- (1) 町が設置する選定審査会において、各委員が次の選定基準に沿って審査し、その採点結果に基づき、審査会での決議を経て、評点の合計が最も高い応募者を優先交渉権者として選定します。ただし、評点が選定審査要領に定める最低評点に満たない場合は優先交渉権者には選定しません。なお、応募者が1者のみの場合も、審査を行い選定します。

また、応募者である法人又はその他の団体の代表者又は代理人は、審査会において次の審査基準に関するプレゼンテーション（説明15分、質疑15分の合計30分）をお願いします。

※ 優先交渉権者とは、応募者のうち、ネーミングライツパートナーとして適格で、他の応募者に優先して町が契約交渉を行う相手方のことをいいます。

(2) 選定基準

選 定 項 目	審 査 項 目	選 定 基 準	配 点
応募者について	ネーミングライツパートナーとして相応しいか	応募動機	30
		地域への貢献	
		経営の安定性	
	町民に受け入れられるか	町民への知名度	20
	町民の親しみ		
愛称について	町民に受け入れられるか	親しみやすさ	20
	浸透しやすいか	呼びやすさ	
契約条件について	町の条件との比較	ネーミングライツ料	30
合計			100

(3) 選定審査会

① 日時及び会場

日時 令和8年7月14日(火) ※予定

会場 大津町役場

② プレゼンテーションにおける制限

応募者の参加 1提案者あたり4名以内

追加の書類 「4 申込手続きー(1)提出書類」以外の追加は認められません。

③ その他

開催時間等の詳細については別途通知します。

(4) 選定審査会の審査結果

すべての応募者に対し、優先交渉権者の選定結果について、審査を実施した日から1週間以内に文書で通知します。

6 優先交渉権者決定後の手続き

(1) 協議

町は、指定管理者とともに優先交渉権者との協議を行います。

具体的には、優先交渉権者から提案された施設愛称案及び看板・サインの変更又は設置のイメージ及び場所、方法等について協議を行い決定します。

また、協議後に決定した愛称及び看板・サインの変更イメージ等については、町のホームページにおいて公表します。

なお、町及び指定管理者と優先交渉権者との協議が整わないと判断される場合には、優先交渉権者との協議を打ち切り、第2順位の者との協議又は再度募集を行う予定としていますが、募集を行わないこともあります。この場合、優先交渉権者は、応募及びプレゼンテーションに要した費用、協議に要した費用等を町及び指定管理者に求めることはできません。

(2) 契約

上記(1)で行った協議内容に基づき、町及び優先交渉権者間においてネーミングライツパートナー契約を締結します。

また、契約を締結したネーミングライツパートナーは、次回の契約に関して契約の更新を希望することができます。ただし、契約金額及び契約条件は自動的に継続するものではなく、更新時の社会経済情勢、施設利用状況、広告価値、類似施設の事例、町の方針等を踏まえ、改めて協議のうえ決定するものとします。

契約期間満了後は、町が別に認める場合を除き、愛称の使用を終了するものとします。

(3) 施設の改修等

上記(1)で行った協議内容に基づき、ネーミングライツパートナーにおいて看板・サインの変更又は設置を行います(令和8年10月1日より標示開始予定)。

## 7 契約の解除

ネーミングライツパートナーの事情・違法行為等により愛称の表示の継続が困難な場合、ネーミングライツパートナーが社会的な信用を著しく損なう事態を生じさせた場合、その他契約を継続し難い事由が生じた場合は、契約を解除することがあります。その場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とします。

また、施設の老朽化に伴う補修・撤去等、本町及び関係機関の業務上やむを得ない事由が生じた場合、契約期間中であっても契約を解除することがあります。

## 8 添付資料・様式

- (1) 大津町運動公園球技場及び総合体育館ネーミングライツパートナー申込書【様式1】
- (2) 大津町運動公園球技場及び総合体育館ネーミングライツパートナー申込に係る誓約書【様式2】
- (3) 大津町運動公園球技場及び総合体育館ネーミングライツパートナー申込に関する質問票【様式3】

## 9 問い合わせ先

大津町教育委員会 教育部 生涯学習課生涯スポーツ係

〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233

電話 096-293-2180 F A X 096-293-9512

電子メール shougaisupotsu@town.ozu.kumamoto.jp

※ 電子メールでの質問の際は、表題を「ネーミングライツ質問」とし、必ず、法人又はその他の団体名、担当部署、担当者名及び連絡先を記載してください。